

夫婦共同扶養の場合における必要書類の変更(追加)について

夫婦共同扶養の場合において、被保険者・配偶者等共同扶養対象者双方の収入等をご申告いただき、必要書類に「共同扶養収入額確認表」、直近の源泉徴収票を追加し、より適正な審査を行うことになりました。

令和3年4月30日、厚生労働省より「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について(保保発0430第2号)」が発出、令和3年8月1日から施行され、当組合では、健康保険の被扶養者認定審査、被扶養者再確認の際に、夫婦等が共働き等で同じ家庭に経済的な扶養能力が複数いる場合、年間収入(過去、現時点、将来の収入等)から、今後1年間の収入を見込んだものを確認し、収入が多い方の被扶養者とする審査を行っておりますが、より適正な審査を行うため、被保険者・配偶者等共同扶養対象者双方の収入等申告をしていただくことになりました。また、必要書類に新たに「**共同扶養収入額確認表**」(※別添参照)、源泉徴収票のコピー等が追加されました。

つきましては、下記内容をご確認のうえ、必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。

【適用開始】

◎新規認定申請→令和6年1月1日以降、当組合受付分から

※『**新規認定用**』「共同扶養収入額確認表」(源泉徴収票は令和5年分)をご提出ください。

◎令和5年度被扶養者再確認分から

【必要書類】

被保険者・配偶者等共同扶養対象者双方

※産休・育休の場合も添付書類必要

被保険者	配偶者(共同扶養対象者)
「共同扶養収入額確認表」※	「共同扶養収入額確認表」※
直近の「源泉徴収票」のコピー	直近の「源泉徴収票」のコピー
給与明細書のコピー(直近3ヶ月分) (事業所賃金台帳のコピー可)	給与明細書のコピー(直近3ヶ月分) (勤務実績が3ヶ月ない場合は雇用契約書等)
— (所得課税証明書は、当組合が情報連携により取得)	直近の所得課税証明書 ※自営業者は、確定申告書(控)一式のコピー
その他の収入がある場合は、金額がわかるもののコピー	その他の収入がある場合は、金額がわかるもののコピー

※「**共同扶養収入額確認表**」(被保険者用・配偶者(共同扶養対象者)両面)は新規書類

※上記以外にも別途添付書類を求める場合がありますのでご了承ください。